

見本

離婚届

令和 年 月 日 届出

青森県十和田市長 殿

受理 令和 年 月 日
 送付 令和 年 月 日
 書類調査

閉庁時(土日祝祭日等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

離婚届に必要な書類など(主なもの)

- ①本人確認ができるマイナンバーカードや免許証など
- ②十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。
- ③国民健康保険証、個人番号カード(通知カード)、印鑑登録証など。

※戸籍謄本の添付は不要です。
 ※押印は任意

夫印
 朱線部削除
 妻印

(1) 氏名	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子			
生年月日	昭和51年6月23日	昭和54年10月5日			
住所	青森県十和田市西十二番町6番1号	青森県十和田市大字三本木字稻吉1番地			
世帯主の氏名	十和田 金次郎	三本木 市朗			
筆頭者の氏名	十和田 太郎				
夫の父	切田 一郎	妻の父 三本木 市朗			
母	十和田 みさえ	藤坂 しわ子			
養父	十和田 金次郎	養母	三本木 花子		
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
もどる者の本籍	青森県十和田市西十二番町6番	さんぼんぎ はなこ			
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 十和田 海子	妻が親権を行う子 十和田 海子			
同居の期間	平成5年3月から	平成24年7月まで			
同居を始めた時期	令和 年 月 日	別居したとき			
同居する前の住所	青森県十和田市西十番町6番1号				
別居する前の世帯のおもな仕事と					
夫妻の職業					
届出人署名	夫 十和田 太郎 印	妻 十和田 花子 印			
事件簿番号					
住所を定めた年月日					
電話	090(8888)1111				

離婚届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の)

離婚しても氏をもとさない場合は、この欄に記入しないで別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙を提出してください。

未成年の子がいる場合は夫婦協議の上、夫側か妻側に記入が必要です。

いずれかにチェックをお願いします。

提出前の取り決め事項

- 1・婚姻前の氏にもどる者の本籍と氏
- 2・未成年の子供がいれば親権者

印鑑登録について

氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。(登録手数料無料)

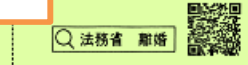
夫、妻であった方の自署をお願いします。

修正テープ、修正液は使わないで

届出時に同居していれば空白。

十和田市の住所・本籍の町名は全て漢字表記になります。(例 東十五番町、ひがしの二丁目など)

2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口の開設を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替え